

会員各位

(一社) 徳島県トラック協会

事業用トラックが第1当事者となる事故多発への対応について

平素より当協会の運営に対しまして、格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして国土交通省（事業用自動車安全通信）によりますと今年上半期（1～6月）で、事故件数18件、死者21名、負傷者58名、飲酒5件《前年比8件増、死者13名増、負傷者55名増》上半期で昨年総数に迫る状況にあります。（添付資料参照）

特に、1件の事故で死亡数3名が3件、死者数2名が6件、1件で10名以上の負傷者が3件（20名、15名、10名）と大規模かつ重大事故が相次いで発生し、また、飲酒事案も5件発生しています。

※徳島県においても今年4～6月の3ヵ月間で重大事故が6件も発生しており、昨年より大幅に増加している状況にあります。また、県内・県外問わずの車両の持ち帰り事案も多くあり事故多発の要因と言われております。

トラック運送事業は、コロナ禍において社会経済活動を支え続けたエッセンシャルワーカーと認知されてきたところで、一方では、国民の生命や財産を奪うこととなる社会的な大きな交通事故や飲酒事案の発生が相次ぐことは、トラック運送業界の社会的信頼性を失墜のみならず、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない極めて憂慮すべき非常事態といえます。

つきましては、トラックドライバーをはじめとする業界にかかわるすべての関係者が安全最優先の意識のもと、事業用トラックが関係する同種事故の再発防止に徹底を期し、安全で豊かな国民生活に寄り添う運送業界本来の姿を取り戻すべく、下記事項の再徹底をよろしくお願い致します。

記

○運行管理の徹底

- ・ 現下の交通事故の発生状況の関係者への周知徹底、並びに同種事故再発防止に向けた啓発活動の実施
- ・ 健康起因事故防止のための健康管理の徹底、過労運転とならない無理のない配車計画の策定
- ・ 法定速度の遵守、適正な車間距離の保持、走行中のスマホの使用禁止などわき見運転防止のさらなる徹底

○確実な点呼（遠隔点呼、自動点呼を含む）の実施

- ・ 現下の交通事故の発生状況の乗務員への周知徹底、同種事故の未然防止に向けた具体的な指導の徹底
- ・ 乗務前・後点呼時における運転者に対する健康状態の確実な把握、および体調などについて報告しやすい職場環境等の整備
- ・ 点呼時におけるアルコール検知器を使用した飲酒の有無の確実な把握、当該検査結果の確実な記録の徹底

○持ち帰り車両の禁止

- ・ 運転者の自宅等への車両の持ち帰りが散見されます。認可車庫以外へ事業用自動車を停める事は事業法違反となるだけでなく、対面点呼が未実施となる等、事故等を引き起こす要因にもなりかねませんので、事業用自動車持ち帰り禁止の徹底をお願いします。

以上

事業用トラックが第1当事者となる事故・飲酒事案の発生状況（速報）

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）

（単位：件）

	令和4年				令和5年				前年同月比			
	件数	死者	負傷者	飲酒	件数	死者	負傷者	飲酒	件数	死者	負傷者	飲酒
1月	2	4	-	1	7	2	48	3	+5	△2	+48	2
2月	2	2	2	-	1	2	-	-	△1	±0	△2	±0
3月	1	-	-	2	3	5	5	1	+2	+5	+5	△1
4月	1	-	-	3	3	5	3	1	+2	+5	+3	△2
5月	3	2	1	2	1	3	1	-	△2	+1	±0	△2
6月	1	-	-	1	3	4	1	-	+2	+4	+1	△1
小計	10	8	3	9	18	21	58	5	+8	+13	+55	△4
7月	4	6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
8月	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	2	1	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-
11月	4	6	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-
12月	2	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25	27	24	15	-	-	-	-	-	-	-	-

※物損事故を含む

※1 は対前年比増を示す

※軽貨物を除く

※R4年はメールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等による